

コンプライアンス規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東大寺福祉事業団（以下「当法人」という。）に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規定の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 当法人の役職員（役員及び職員・正規職員・嘱託職員・パートタイマー・派遣従業員を含むすべての従業員。以下「役職員」という）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組 織)

第3条 当法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会

(コンプライアンス担当理事)

- 第4条 コンプライアンス担当理事は、理事長もしくは理事長の指名する役員とする。コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、当法人のコンプライアンスの状況について報告する。
- 2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。
 - 3 コンプライアンス担当理事は、諮問機関としてコンプライアンス委員会を設け、必要に応じてコンプライアンス全般並びに特定のコンプライアンス違反事象について意見を徴することとする。
 - 4 コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。
 - (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
 - (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
 - (3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

- 第5条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、コンプライアンス担当理事が指名する役職員及び必要に応じて外部有識者を委員として構成する。
- 2 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事の諮問機関として以下の事項を遂行し、コンプライアンス担当理事に意見を具申する。
 - (1) コンプライアンス施策の検討及び実施

- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表
- (6) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

第6条 コンプライアンス委員会は、委員長の招集により開催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

(報告、連絡及び相談ルート)

第7条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員会に報告する。ただし、内部通報（ヘルプライン）規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

2 コンプライアンス担当理事は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し当該事象への対応を実施する。

(役職員のコンプライアンス教育)

第8条 当法人は、必要に応じて役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はコンプライアンスに関する事項について研修を受けるものとする。

(懲戒等)

第9条 役職員が内部通報（ヘルプライン）規程第8条第1項から第2項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、訓戒とし、職員の場合は、就業規則に従い訓戒、譴責、減給、出勤停止又は懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。

3 前項の役員に関する懲戒処分は、理事会が決議し、理事長がこれを行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 令和5年11月27日理事会決議。

この規程は、令和5年11月27日から施行する。